富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

　富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の６第１項の規定により公告する。

　　令和６年７月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　富山県知事 新 田 八 朗

１ 入札に付する事項

　(1)入札案件名

　　 小矢部土木事務所　除雪機械点検整備その７

　(2)本契約の仕様等

　　 別添仕様書のとおり

　(3)対象数量

　　 ２台

　(4)対象期間

　　 別添仕様書のとおり

２ 入札に参加する者に必要な資格

　(1)地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

　(2)富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。

(3)富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けたものであって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第３項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がＡ、Ｂ又はＣの者として登録されている者であること。

(4)道路運送車両法による自動車分解整備事業の認証又は指定を有すること。

　　（別添仕様書【表－１】に記載の整備対象機械をいずれも整備可能であること。）

(5)サービスカーを保有しており、かつ緊急時の連絡体制が構築されていること。

(6)下記のいずれかに該当すること。

　　・整備対象機械の製造メーカから指定又は協力工場の認証を受けているなど、当該機械を適正に整備できること。

　　・過去５年以内に、別添仕様書【表－１】に記載の整備対象機種の各々について、県保有機械の点検・修繕の請負実績があること。なお、県保有機械の点検・修繕の請負実績を有しない場合、国土交通省もしくは市町村が保有する機械の点検・修繕の請負実績も対象とすることができる。ただし、ここでいう請負とは、元請に限るものとする。

３ 入札参加資格の確認

　(1)本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式１－１）及び入札説明書で定める書類を４(2)に掲げる期限までに４(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

　(2)入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において２の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

　(3)入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和６年８月２日（金）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

４ 入札参加申込書及び入札説明書等

　(1)入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先

　　（この公告に関する事務を担当する機関の名称）

　　　　〒932-0051 小矢部市今石動町２丁目１３番１号

　　　　高岡土木センター小矢部土木事務所業務課 又は工務課道路班

　　　　電話 0766-67-0262(業務課)

　　　　　　 0766-67-5984(工務課道路班)

　(2)入札参加申込書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

　　　公告の日から令和６年７月２９日（月）午後５時１５分まで

　　　ただし、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第１号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）に４の(1)の担当部署に提出すること。

　(3) 入札説明書等の配布

　　　令和６年７月１７日（水）から、入札説明書等を富山県ホームページの該当箇所からダウンロードすること。

５ 入札・開札の日時、場所

　(1)入札・開札日時及び場所

　　ア 日時 　令和６年８月７日（水）午後２時３０分

　　イ 場所　〒932-0051 小矢部市今石動町２丁目１３番１号

　　　　小矢部土木事務所１階会議室

　(2)前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、３(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

　(3)郵便による入札書の提出を行う者は、３(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和６年８月６日（火）午後５時１５分までに４(1)の公告に関する事務を担当する機関に必着するよう行わなければならない。

６ 入札の方法

　　 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

７ 入札保証金に関する事項

　 入札説明書による。

８ 契約保証金に関する事項

　入札説明書による。

９ 入札の無効に関する事項

　 次に掲げる入札は、無効とする。

　(1)３(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札。

　(2)この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

　(3)その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

　(1)有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

　(2)開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（小矢部土木事務所長）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

　(3)落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

　(4)開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。

　(5)再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で５(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第２回目以降の入札には参加できないものとする。

　(6)再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として１回を超えないものとする。

11 その他

　(1)契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

　(2)入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

　(3)公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、富山県のホームページに掲載し、公表する。